京城新聞

妄言妄評（三）

栗嶽生

▲世の中は隨分廣し、盲目千人明目千人との諺あれど、極て見易きことを誤解するもの多し、伊藤公統監辭任の說ありとて、眞面目に留任を勸告するものあり、而も韓國の事體て伊藤公にあらざれば不可能なるが如く論ずるに至ては愈々世の中の廣きを感ずるなり、

▲井上馨嘗て公使として當地にあり、人彼が韓國事情に通ぜざるの故を以て、彼に誨ふる所あらんとせしも黜けて之を聞かず、更に揚言して曰く、韓國の經營我方寸の中にあり、見よ其結果をと、舌根未だ乾かざるに支障百出意の如くならず、特有の狷癪忽ち破裂したり、咄縁なき衆生は濟度すべからずと、行李を收て早々歸朝せり、

▲有名なる三浦梧樓の跡を受けて、其善後策を講ずる爲に來りし公使小村壽太郎曰く韓國は不可解なり、韓人は更に不可解なりと昵近者に漏せりと、其後或人彼に問ふて曰く韓人は皆閣下以上の外交家なるべしと、彼曰く然り眞に其言の如し、井上馨が最初に於て韓國の事成し易きのみ、殊に戰勝の餘威を以て望む、百事乃公の意の儘なるべしと早計にも信じたるは無理ならず、始て韓人に接するときには此感起る、然れども韓人程始末に困るものはなしと、機敏なる小村は早くも之を看破せりと、

▲伊藤公の統監として來るや、其意氣將さに八道を吞み、井上馨と同一の感胸中にありたらん、此際に於て忠言するも、陳言するも無益なり、唯叱咤せられて黜けらるゝのみ、老人は多く倨傲なり、自己の經驗の爲に謙遜の心を缺く、謙讓は美德なり、人の言を能く聞く政治家は失敗少し、井上然り、伊公亦然らざらん、然るに世には往々唯我獨尊にて人言を容るゝに吝なるもの多し爲に思はざる失敗を招いて煩悶するもの尠からず、

▲今尙ほ生存するや否を知らざるが、東京は淺草山谷に壁の吉と云ふものあり彼は乞丐にして金貸をなせるものなり、之れ實に間違なき金蓄法を實行せるものなり只で貰て利を取りて貸す、天下豈斯る安全なる金蓄法あらんや、

▲朝鮮人は之を實行せざるも、之に類する考を抱持するものなり、保護國たる日本に何でも重荷を負はせ、而も揚言して曰く、早く保護を脫して立派なる、獨立國たらんと、重荷は保護者に負擔せしむべし、利益は專ら我に收めんと、之れ韓人獨特の外交術なりと、天下斯の如き圖々しき外交は容易に他に見る可らず、

▲或る韓人曰く、日本の御蔭で韓國も漸次進步し來れり、日本は兄にして韓國は弟なり、弟の兄に師事するは素より當然なり、兄の弟を敎誨するも亦當然なり、弟たる韓國は早く成長して獨立自營せざる可らず、併し幾十年かの後には韓國が兄となる時來るやも知る可らずと、嗚呼何たる勝手の放言ぞや、面從の裡に倨傲の氣籠る、此圖々しさを除けば韓人はゼロなり、

▲近頃我滿洲政策に對する外人の非難あり然れども其語る處根據なし、日本品輸入が外國品を壓倒し、南滿の貿易は日本の壟斷する所となれりと不平を唱へるが、全く統計に盲目なる評にて取るに足らず、要するに或る一部外人の中傷說に外ならず、決して憂るに足らざるなり、

●民刑訴訟規則（續）

第五十九條 故障又は控訴又は上告又は抗告を行ふことを得る者は其期間內と雖も其權利を拋棄することを得

第六十條 不適法なる故障又は控訴又は上告又は原狀回復又は再審の申提は其申提書の提出を受けたる裁判所の決定を以て此を却下し原狀回復及再審の申提か理由なき時も亦同じ

前項の決定に對しては抗告を行ふことを得

第六十一條 本法中裁判長に關する規定は區裁判所判事受命判事及受託判事に此を準用す

第六十二條 上級裁判所の裁判又は其他事由に因りて訴訟完決したる時は訴訟記錄は上級裁判所の裁判書謄本と共に第一審裁判所に保存すべし

第二章 民事訴訟手續

第六十三條 訴訟目的の價額は起訴時の價額に依りて此を算定す

利息其外果實損害賠償及訴訟費用は主たる請求に附帶して請求したる時は此を算入せず

第六十四條 訴は被告の居地を管轄する裁判所此を管轄す

居地なき者又は居地を知らざる者に對しては其最後の住地を居地と看做す

法人に當りては其官衙又は事務所の所在を居地と看做す

第六十五條 不動產を目的とする訴は其不動產の所在地を管轄する裁判所此を行ふ

第六十六條 二人以上の被告に對して訴を提起したる場合に被告の居地を管轄する二個以上の裁判所ある時は原告は其中に就て選擇することを得

前條の規定に從ひ訴を提起する場合に不動產か二個以上の管轄區域內にある時も亦同じ

第六十七條 裁判所は當事者か訴訟を行ふ能力なしと認むる時は其代表者を指定することを得

第六十八條 官廳が當事者たる時は其長官又は其長官の指定したる所屬官吏を以て其代表とす

第六十九條 當事者は辯護士又は其他の者に委任して訴訟を代理せしむることを得

但辯護士にあらざる者を訴訟代理人とする時は裁判所の許可を受く可し

訴訟代理人は訴の取下又は控訴又は上告或は其取下又は和解又は再審の申提又は復代理の委任又は强制執行に關する訴訟行爲を行ふに當りては特別委任を受ることを要す

第七十條 共通したる權利を有する者は共同して訴を提起することを得

共通したる義務を有する者に對しては共同被告として此を訴ふることを得

●ビーヤホールの始

浮世ぐさ

明治三十二年七月の諸新聞に左の廣告あるをビーヤホールの始めとす

恵比壽ビール開店

今般歐米の風に倣ひ七月四日改正條約實施の吉辰をトし、京橋區南金六町五番地（新橋際）に於てビール店を開店し常に新鮮なる樽ビールを氷室に貯藏いたし置き最も高尚優美に一杯賣り仕候大方の諸彦賑々敷御光來被下何卒恵比壽ビールの眞味を御賞玩あらんことを乞ふ

賣價半リーテル金十錢、四半リーテル金五錢

日本麥酒株式會社

小說 新不如歸（六十三）

篠原嶺葉著

百合子の容子の何となく尋常ならぬを見た母の槇子は、召使などの目覺ぬやうに元の如く戸締などして、徐に自分の室に連れ行き、埋め置ける火鉢の火を起して其前に百合子を坐らせ、自分も傍に座を構へて他聞を憚る潜び聲に、

「一体まあ何うしたと云ふのだい。」

百合子は、悲を分ち、悔しさを訴ふべき慈母の膝下に歸つたので、只無性に流れ出る涙を拭ひもあへず、

「妾……妾は離縁されました……。」

と云つて、悲さに堪ねやう、兩袖を顔に押當てしやくりあげて泣くのである。

「ねゝッ」

と、槇子は思はず高く叫んで、

「離縁された……そ……それは一体奈何云ふ事情なんだ……さゝあ那様に泣いたつて爲様がない、は……早く事情をお話し、事情を……。」

と、老の身の早や涙を溢しつゝ促すのである、百合子は漸うに涙の顔を押拭ふて姑の親戚へ出掛た事より、夜の九時過になつて足柄少佐が、酒に醉ふて來た事、自分は不在とでも云つて逢はぬ意であつたを、取次の婢が宅に居ると云ふたので止を得ず座敷に通して面會した事、足柄が種々と難題を持掛けて苦めた事、果は怪しからん振舞に及びかけた所へ、姑が歸つて來て其の現狀を見付た事、夫れより其を落度として姑に苛められた事、無實の罪を云解いたけれど姑のうれを聞入れずして遂に離縁さるゝに至つたまでの顛末を、事細に語り告げた。

槇子は今更の如く驚いて、

「では何か、異實足柄と道ならぬ事でも爲て居た所を見れたのかい。」

百合子は悔しさうに母の顔を見て、

「貴方までが何をお言なさる、誰が那麼犬畜生に優しい辭一つだつて掛けるもんですか、妾が何を言いかけても聞き入れないもんですから、それで妾の手を取つて無法な事を爲やうとした所へ母樣がお歸りなすつたんですもの、妾がなんで那樣事するもんです、假令舌を嚙み切つて死んだつて、那麼男に體を汚されるもんぢやありません。」

と、身を顫はせて云つた。

槇子は氣の毒なことを云つたと云はぬばかりな顔色で、

「お前はお怒りだけれど、離縁される程の事だから、道ならん事でも見付られたのかと思ふのは當然ぢやないかね、さもなければ離縁される理由が無ぢやないか、お前の方から手出しでも爲たと云ふなら格別、敏夫さんの友人が酒に醉ふて來て、お前に無法な事爲かけたと云ふので、お前を離縁すると云ふのはあんまり無法な爲方ぢやないか、那麼事で離縁された日には、强盗が入つて惡戯されてもお前は强盗と道ならん事を爲たから離縁すると云ふのと同じ事ぢやないか、いくら發明な姑さんでも那樣無法な離縁と云ふものがあるものぢやない。」

「しかし先方で離縁すると云はれるならお前は西脇家の大切な娘だ、何時でも受取ます、何が泣く事が要るものか、さあ〱も今晩は彼是二時だ、何彼の事を明日として寢みなさい。」

と、自ら床を敷べてやりなどして、就寢ませた。

京城觀潮

韓人教育に就て

韓國人の教育方法に就ては、保護者たる日本も、被保護者たる韓國自身も大に研究を要する問題なり、其教育方針により第二の國民性質に大なる變動を生ずればなり、政權在、遊惰放逸的の兩班氣質は因襲の久しき到底一朝にして其遺傳性を撲滅すべからず、若し夫れ韓國人にして現時の氣風を改善せんと欲せば、之等の弊習を矯正し教育の外あるべからず、若し夫れ韓國人にして現時の氣風を革むることなく、上は大官より下は勞動者に至るまで、驕奢放縱を事とし、所謂今日主義、現金主義に依りて、一時を糊塗彌縫する風を存し、老實健全なる性質は微塵もなく、水に漂ふ浮萍の如くなるに於ては、韓國の前途唯亡國あるのみ、韓國從來の教育方針は此弊風を擁護するに非ずして、却て斯る風を注ぐの傾向あり、今や我が保護の下に教育方針は改められ、頃日曾禰副統監は普通學校教監會議に列席せられ教育の大意を訓示せられたり、曰く「韓人は理屈は上手にて口先は巧なり、其に國利となり民福となる實業は甚だ幼稚なり、故に學校に於ては之等の興味を喚起せしむる」云々、韓人は政治問題を加味し、幼稚なる頭腦を刺激して肝腎の學問を御留守にすべからず、教育と政治とは決して混同すべからず、宗教も教育と混同すべからず、之を實行せしむるに於ては學校の職員に其人を得ざるべからず、此方針を以て韓人教育に對するとせば余輩は滿腔の賛意を表する所なり、唯だ恐る、職員に其人を得ざるが爲に之を實行すること能はざるにあり、現在の職員の中には好で政治問題を加味せんとするものの多少、地方の如き監督の行届かざる所は何事か弊害を生ずるを保せず、之を監督して實行せしむるの方法は當局者の一考を要すべき事項なり、由來韓人の多くは勞働して飯を得るの實を解せず、却て遊惰放逸の生活を見るや人も之に浸潤して實業方面に向はしむるを要す、韓人教育は此點に向つて大に打撃を與へ、勞働して報酬を得るの正當なるを教ゆべし、今は人格の養成を云々すべき時に非ざるなり、序に一言す、余輩は教育方法の進歩を望と共に猶ほ他にも論じたき事は多少あり、學部を廢して內部の一課とするものなりと、之れ當に經費の點のみならず、地方教育の監督に於ても內部の一課とする便なればなり、現今の狀勢にては學部を殊更に獨立せしめ置くの必要あらざるなり。

●對星樓茶話

▲憐むべきは前王の女婿朴泳孝氏にて候、氏は一度ならず二度までも本國を追はれ候、漢城の男にて漢城のクーデターに一度、而して今回と前後三回、何れも流配と亡命は其御土産と相成候。

▲二十年前までは朴泳孝と云ふ名稱は恰かもコスーツの如く內外人士間に尊敬せられ、愛國者として我朝野の敬愛を受けたりしが、氏は日清戰役後に於ける其の遣方は深く我國民の同情を失ひ候、爾來憐むべき朴泳孝は光輝なき亡命者となりはて候。

▲氏は昨年十餘年振りに故國に歸り痛く故國の政變を慨し、又痛嘆し一夕前帝に謁して已往の國事を夢の如くに洗ひ、何とか忠義の一端を盡さんと誓ひたる由、折惡しくも李完用宋秉畯の如き冷刻なる政敵と向ふを張りしも一敗して濟州に謫せられ氣の毒千萬の至りに存候、君の朋友は殆んど政變の際に殉して幽冥に去り、其親友たりし金玉均も今頃は地獄の裁判濟みと相成候頃なるべく、憐むべきは濟州の風月にて候、君は此風月を友として一生涯を漁村に送ることも能はず、近々期滿ちて歸城の由、只だ二十五年間の亡命者たる君が明哲身を保たんこと祈候。

▲痛はしきは永宣君にて候、君は祖父氏の英姿あれども、今や其門下を棄て、幕友を失ひ、政權病に罹りしため、神經昂進し强いて妓を呼び酒を擧ぐる由、最早永宣君となりし以上は政權は忘却せられ候はゞ君の周圍には大なる秀才と權力の來るあるべきに、君も亦た亡命より歸りて漢城の風土病に倒れんとする乎。

東京電報

●勸業銀行配當

日本勸業銀行株主總會は本年度半期の利益配當を一割宛と決議せり

●戰役功勞者行賞

戰役中功勞ある民間特志者三十一名に叙勳あり又全國團体三百九十七個人三百三十名に金銀盃の下賜あり

●統監參內

伊藤統監は參內の上韓國の事情に付き奏上し御下問に奉答する所あり優渥なる御諚を拜し皇后陛下にも拜謁す（以上二十四日發）

雜報

●馬車を下賜さる　總理大臣李完用氏は今回宮中より二頭立の馬車一輛を賜ひたりと

●諸規則裁可　未決囚及已決囚押送規則臨時財產整理局職官文官任用令等の件何れも一昨日裁可頒布せられたり

●豫備金支出裁可　內閣會議の決議を經て上奏中の退官賜金一萬八千六百圓九錢、官報不足金額千四十六圓、遂安金鑛損害賠償金五千圓豫備金中より支出の件裁可されたり

●保安林編入　漢城五署にある各森林は今回保安林に編入すべき旨告示せり

●民長官選の不都合（某氏談）

民長官選問題か、いやはや話にならぬではないか、今時分民長官選を擔ぎ出すとは統監府の役人連も余程焼が廻つたと見へる、余り問題が明白すぎて考へる余地も何もないではないか、斯る變的の案を何の動機から編み出したものか更に解らない、官權萬能も玆に至て極端である、新聞記者の方々が大演說會を開くと云ふが、輿論を喚起して當局者に反省を促すは輿論の先鋒たる新聞記者の爲すべきことだろう、が、之は啻に新聞記者のみに任すべき問題でない、吾々居留民直接に利害を感ずる問題だ、聞く處に依ると大分各地の居留民間にも反對の氣勢勃たるものありと云ふ、居留民大會を起して反對の決議をなし當局者に其非を悟らしむるが急務である、若し夫れでも反省する所がなければ委員を選で帝國議會に持ち出すの外はない、要するに居留民大會を開くのが急務である、各地の意嚮も稍々定まれるが如し、遠からず其運びに至るであろう云々

●民長問題の將來（某氏談）

一片の統監府令を以て民團法一部の改正を斷行し民長の民選を官選にしたのは若しも今日何か差當ての必要上爲したるものとすれば其斷行の勇氣を大に賞さねばならぬ、併し今の處差當ての必要が有ると云ふ譯でもなく殊に統監政治の評判の餘り良く無い此頃に於てこんな事をすれば必ず居留民の激昂を買ふことは知れ切つて居る、韓國側の地方政治に就ては伊藤統監は先立來大に觀察使に權力を與へ郡守採用權及警察權までも與へて從來の中央集權主義を地方分權主義に換へんと企られつゝあるにも不拘我居留民の方へは何とて中央集權主義に緣近き民長官撰を實行せんとするか、而かれども之も一事彼も一事他日治外法權にして撤去せられなば今の民團法も民長も消滅すべきなり只余の憂ふるところは我々居留民にして若し今回の改正に默從せば今の民長の代りとなるべき其時の漢城市長が官選となりらんことなり故に我々居留民にして若し自治の能力ありと信ぜば今の民長問題は他日の市長問題なりと思ふて此際當局者と戰つて彼等をして官選主義を捨てしめざるべからず云々

●曾禰副統監の訓示（續）

第二は學校の盛衰興廢は專ら皆さんの教授管理の方法が宜しきを得ると否さに依る事は申す迄も無い詳しく言へば教員の教授指導のやり方が眞實誠意から出て居ると表面の形式一通のものに過ぎないとに基くものである其れ故同じ教科課程の學校にも優劣があり良否があるは其の歸する所見童に在る譯では無い畢竟此れを教へ導く所の師父其の人の親切不親切に因るので言葉の違ふた此の國で斯樣な大切な任務に當つて居られる事であるから皆さんの心勞は一方ならぬ事と察しするが此の上にも充分丁寧懇篤に御教授になるやう致したいさうなれば見童の幸ひは申す迄も無く父兄達も皆さんを尊敬して喜んで其の子弟を普通學校へ出すやうになるであらう

第三は近頃日本でも小學校で餘り大した試驗をやらぬ事になりましたが此の事に就ては自分は餘程以前にやかましう言つた事があるので試驗本位論の止んだ事は自分等の喜ぶ所でありますが又日常必須でない所の多くの事抔を兒童の頭に注ぎ込むと云ふのは抑も無理な事で何んでも彼でも注入的に暗誦させるような事は害あつて益のない事であります例へば星の名のやうなものはなかなか一寸つかり頭の中にはいるものではない斯樣な事は天文學を專門に研究する者か其の學の教師にならうと云ふ人こそ必要であるが通常の人には一々此れを暗記する必要はない只其の大体を知れば足りるつまり主とする所は理合であつて個々の事實を記臆させる事は餘り必要でないと思ふ又事實を記臆するよりも純良なる感想を與へて實際の正味を知らしむる事が緊要である例へば那須與市の事を教へて其の責任を重んずる心得方を知らさうとするにはむつかしい日本外史の一頁を教へるよりも平易に話をして斯の人の當時の決心立派な心掛を教へると云ふ風に概して教授のことは此の考へでやつて貰ひたいと思ふ

第四は日本では教育の遣方が隨分世に謂ふハイカラ的に過ぎた人間が出來るやうになりて居るが斯樣なことは此の國では教育ないやうに致したい日本では少しく教育の仕方が形式に流れて實際的でない弊がある學校から歸ふても家庭ではあまり實際の役に立たぬやうなことになり家庭の用事を厭やがる樣になりて父兄は甚だ困る殊に女子が其の本務とする家事の手傳をすることを嫌ふやうなことがあるのは嘆かはしい韓國でも此點には能く氣を付けて家庭の實際と離れないやうに教育の形式に流れないやうに實際的に教導して貰ひたいそれであるから皆さんは充分此の國の慣習を尊重して學校の教育と社會の慣習とかけ離れないやうにされたいと思ふ併し惡習は善い例を示してたゞし改めて行く方針を取ることは同時に望む所である例へば韓國では朝寢の習慣があり升すが日本人の中にも此の惡しき習慣に感染した者があるやうに見受けられて遺憾千萬に思ふ朝寢は体力を衰耗させるものので甚だ善くない皆さんは此の如き惡習に染まないやうにすることは勿論これを改正して早起の習慣を作るやうにしなければならぬ早起をして植木を仕立てるとか野菜物を作るとか草花に水を灌けてやるとか毎朝相當な働をして定刻が來た時にはきまつた仕事に就かゝると云ふ事にすれば健康上からも經濟上からも結構なことである此れは其の一例であるが兎に角地方の情況を見計ひて在來の惡習慣を改め善良なる習慣は此れを尊重して實際と遠からぬやう注意して貰ひたい（未完）

●土地家屋權所有に就て

其の土地家屋證明規則施行細則と大ひに取扱ひを異にする點は前者に在りては其の證明は最下級の公吏とも云ふべき統首洞長の認證を經るを要せしも此の認定は統首洞長等に充分理解せられず完全に運用せられず且つ往々當事者と結托して諸種の弊害を生ぜし處あるを以て今回は統首洞長に關係なく直接に郡守又は府尹に出願せしめ又前者にありては證明の申請には契約書を提出して當事者双方の連署を必要とせしも今回は所有權を有する事を主張する者一人の申請にて可なる事とし其他人の權利を侵害する事なからしむるため郡守府尹に調査權を與へて其の不當と認むるものは申請を却下する事を得せしめ又其の適法なりと認むるものに就ても一定の期間約二ケ月適當なる方法を以て公告せしめ其の異議の生ぜざるものに限り證明を與ふる事と定めらるゝ筈なり尚申請人が外國人なる場合に於ては郡守府尹に關係なく直接に日本理事官に申請して其の證明を受くるものにして其の申請の方法證明の手續の詳細なるものに至ては施行細則發布の上は自ら明なるべきを以て茲に贅せず此規則の施行に依り土地家屋證明規則と相俟ちて所有權だけは完全に保護せらるゝ事となりたるものにして尚地上貸借、永小作等の諸權利も相當なる規則を制定して此れを保護するを要すべきも此等は目下法典調査局に於て梅博士指導の下に諸種の舊慣を調査中なれば民法の制定と共に完全なる保護を受くる事となるべしと云々

●丸山警視總監の訓令

今回の降雨にて河川氾濫の爲め浸水家屋多く保健上最も注意すべきこととなるが丸山警視總監は各警察署長及び分署長へ宛左の如く訓令を發せられたり

頃日霖潦又は河川氾濫の爲浸水家屋夥く從て保健上片時も忽諸に付すべからざるを以て該浸水區域に對し速に消毒的大淸潔法を執行せしめ左記各項に依り其結果を報告すべし

隆熙二年七月廿三日　警視總監　丸山重俊

左記

一、水區域　何々
一、浸水家屋數　何々
　內床上浸水何戶、床下浸水何戶
一、淸潔法執行期日及方法

●商會補欠議員選定

昨日日本人商業會議所樓上に於て施行せられたる補缺議員の選擧はいよいよ左の如く撰定されたり因に釘本藤二郎氏は和田氏と同點なるも和田氏は同氏よりも年長者なるを以て當撰せし次第なり

一級　進辰馬（七票）
同　和田常市（三票）
同　釘本藤二郎（次點者）
二級　尾瀧延太郎（十一票）
同　渡邊中齊（次點者）

尚尾瀧延太郎氏は過日の選擧に於て三級より當撰せしも這は本人の意志に依り其の何れに屬するやは未定なりと

●日韓新聞記者懇親會延期

本日北署三淸洞觀恩亭に於て開催すべき筈なりし日韓新聞記者懇親會は天候不良の爲め延期し來る八月第一日曜（二日）に擧行することゝなりたり

●韓南汽船會社

釜山の同會社は大池忠介氏を創立委員長となし目下株式募集中の由なるが應募者極めて多く好況なりとの事なり

●日韓連絡手續改正

鐵道廳及び統監府鐵道管理局線連帶旅客荷物運送手續を改正し第一章總則第二章旅客及び手荷物第三章大小荷物第四章通關第五章遞送荷物の五章二十二條に區別し二十一日より實施せる由

●賊徒討伐情況

△全羅北道古阜守備騎兵中尉の討伐行動左の如し七月十一日中尉以下九騎は長城の西方約一里半にて賊二を殪し銃一を鹵獲す十七日下士以下六騎は興德の西三里にて約二十の賊を討ち其九を殪し銃三を鹵獲す同十八日特務曹長以下十八騎扶安の西南二里半にて約十五の賊を討ち其五を殪す△光州西方月坪里騎兵分遣隊は巡査三名と共に七月九日其西方にて賊一を捕へ銃一を鹵獲す△全羅北道龍潭分遣隊長以下六名は巡査二名と共に七月廿二日龍潭東方約二里にて約五十の賊に出會し其八を殪す我兵六十一名戰死す

●故金山書記官の追悼

故統監府書記官金山尙志君の追悼計畫に就ては先般來見玉伯監督の下に井上安藤近藤田中大橋の諸氏盡力し同氏生前の知己先輩六百三十餘名の賛同を得醵金二千圓以上に上りたる由なるが追悼紀念としては故人の油繪肖像を調製し統監府に保存することゝなし擧て東京の德永格次氏其の揮毫を擔任中なりしが此程出來統監府に屆きたるを以て故人生前勤務の係故に依り會計課長室に掲ぐることゝなりたるが頗る特巧なるものにて一見故人に接するの感ある程の上出來なりと尙醵金の大部分は弔慰金並教育基金として故金山氏實母及相續者に寄贈することに決し目下其の手續中なりと

●木內次官の招宴

木內次官は一昨廿四日倭城臺官舍に曾禰副統監梅法學博士俵次官安達憲兵少佐其の他數名を招宴せり

●警察署長任命

命水原警察署勤務　警部　生沼義信
命京畿道警察部勤務　同　巽野県象
命全州警察署兼全羅北道警察部勤務　同　吉田秀松
命慶尙南道警察部勤務　警部　岡淸三次
同　相澤謙平
命春川警察署兼江原道警察部勤務　警部　秋吉榮
命義州警察署兼平安北道警察部勤務　警部　羽咋德應
命鎭南浦警察署長　同　梅寄辰次郎
命居昌　同　山下六郎
命尙州　同　中川正孝
命會寧　同　高見俊興
命慶興　同　挾場順一郎
命德川　同　岩田三次郎
命仁川　同　二宮恒藏
命內部　同　鎌田三郎
補鎭南浦警察署長　警部　黒澤巽一郎
補羅州同　同　古屋淸威
命大邱警察署勤務　同　天野章四郎
補新義州警察署長　同　川將猪鹿

●敍勳

廿四日附
統監府法務院評定官　三宅長策
敍勳二等賜八卦章
中樞院書記官　朴壽瀞
敍勳五等賜八卦章

公人私人

●韓官任免　二十四日附左通り任免あり
任內部技師叙奏任官二等　淺見忠治
免本官
財務署財務官　李鎬瓚
白川郡守　金寅基
龍川郡守　張允遠
長興郡守　朴永大
慶興郡守　金榮鎭

▲內山重樹（一等軍醫）咸鏡より一昨日入京浦尾旅館
▲西川太郎（第一銀行員）馬山より巴城館
▲田中國夫（東京石川島造船所技手）一昨日來京巴城館

●近事片々

▲國民　新聞の東京便りは伊藤公を統監の適任者としてあらゆる頌辭を並列して居る
▲伊藤　公は平和的政治家人道的政治家也日本人として歐米經世家の理想的人物也と
▲伊藤　公の統監たる間は歐米人は我對韓政略に安心する也と之れ蘇峰氏一流の讃辭
▲桂內　閣の伊公に對する方針之れ大概推察し得らる併し蘇峰氏の筆余りに諛に過ぐ
▲要す　るに例の如く元老として背後から干渉せられては困るとの意味歴然たるなり
▲評判　は桂一流の政略也元老の露出口は何れの內閣も迷惑を感ずること甚だし矣
▲時々　韓國に往來せしめて其煩を避るの策略とは讀まれたり元老も斯くては厄介也
▲韓國　に來れば曾禰子あり別に公の手を煩はすべき事も今後恐らくなからむ所以
▲日韓　兩國を股に掛け何れにても讃辭の受けて落付場所のなき抔は甚だ振て居る
▲浦潮　在留の韓人排日熱盛にして韓人間附近の日本人は壓迫せられて逃去したりと
▲果し　て事實ならば之を傍觀して保護せざる領事も露の官憲も不都合千萬ならずや
▲露國　官憲には往々沒常識の役人ありて暗に韓人清人等を煽動して得意なると有
▲今や　日露協商も締結せられ兩國の關係良好なるに斯る事態の現出する合點行かず
▲間島　問題何は未決奇麗に放棄して圓滿を謀るの意當局の胸中にありとは異なりや
▲帝國　の對外策は往々龍頭蛇尾に終るこど珍しからず之を思へば間島問題甚心細し
▲米國　の日本大博覽會委員出發せられ不日着京せらるべし其計畫極て大々的なりと
▲英國　倫敦商業會議所も決議をなせり所賢の日本自身の設備は如何甚だ心細き事也
▲金子　會長の辭任の噂ある或は異ならん大に各國に對して耻かしからぬ設備緊要
▲後藤　男二十年前相馬事件のときに今の次官仲小路は檢事にて頻に論告せし一人也
▲論告　せられた後藤は廿年後に大臣となり論告した檢事は次官也と世の中は妙也
▲人の　行末と水の流れで變れば變るもの哉かし刑事被告人が大臣で檢事が次官とは
▲桂侯　總相兼任より兼任流行せば京畿の惡口寺內の外務兼任伊公の樞密院議長兼任
▲鶴井　新警務局長磊落豪放好個の小マリ役と好評嘖々或は然らん知事として驚名有

（明治四十一年七月 第三種郵便物認可）　明治四十一年七月廿六日　京城新聞　（日曜日）　第十九號　（三）

雜報

●笹の一葉（六）　みどり生

子として親の言葉をそむくことの夕ト其の事柄の道理不道理は別として何の舞不孝の罪の免れぬものとは承知いたして居るものゝ甚麽考へて見ても私は此れ許ッかりは親の言葉に從はれず折角の媼やの口添へではありましたが私は媼やに向つて思ひ切つて只一言『厭です』と申しました媼やは此の私の言葉の餘りにサッパリとし過ぎたゝめ折角此れ迄の心づくしも何となく賴りなく思つたでしやう、しばらくの間はアッ氣に取られた顏をして私の顏をシゲ〳〵と見詰て居りましたが、頓て口を切りまして『れ孃樣……只今のれ言葉で見ますると、貴孃は何うしてもれ厭と申すのですね、媼やが此れ程迄の心つくしも心かられ厭とおればソレ迄の事すう、此の媼やは何も申し上げません、ソレなら此れで引き下りませう、御免遊ばせ』と坐を立ち掛けましたから私は惶てゝ媼やの袂を捉へながら『媼や私は少し媼やに話したいことがあるの……媼やの心づくしは吳々も難有は思ふものゝ私は實際心から那の櫻井さんが嫌ひでいつも那の方が家へ遊びに來ると私は媼やも知つての通り碌に口も開かない位ソレに那の方は餘り世間の評判が良くないといふ噂を聞いては居れどソレは別として第一私の年頃としてソノやうに急いで……れ母さんのれつしやつた一身を定める……とかいふ必要はなからうと思ふ許りではなくもう少し學問がして見たいやうな氣もするし……もし兩親が許して吳れるものなら媼やも知つての通り那のツラ渠樓のれ梅さんのやうに東京の女學校へ修業にやつて貰ひたいて始終思つて居る今の場合……ソレで什麽あつても『厭』と申したのよ……と思ひ切つて胸の中を話しますと、媼やは成程と感心したやうな樣子で聞いて居りましたが稍々あつて媼やは『れ孃樣のれつしやることは此の無敎育な不束な媼やにもよく判りましたソレならソウと初めかられつしやつて下されば何も此の媼やは御無理なことを申し上げませんでしたものを……ダガれ孃樣、貴孃が只今れつしやつた事は奧樣にもまだれ話しにならないでせう……ナンなら婆やの口から申し上げませうか……』と私の心を酌んでの言葉で厶いましたから私はソレなら好い都合と只今婆やに申しました委細の事を媼やの口から母の耳へ入るゝことゝいたしました媼やは母の部屋に參りまして何にかコト〳〵話して居りましたが間も又私の部屋に參りまして、『れ孃樣什麽申しましても奧樣はれ聞き入れなりません、ソレ所か、ソノやうな不孝者は我が子でない、俺迄厭で立て通すなら其の積りで母にも料簡がある……との御權幕、れ孃樣も此れ許りにはホド〳〵困りましたね……何とか好い考へはありますまいか……』と下俯いて溜息しました（つゞく）

●聞慶便り　慶尙北道聞慶郡は區域頗る廣大にして北は忠淸北道永春郡に界し東は醴泉龍宮西南は延豊咸昌の諸郡に接し總て十九面戶數九千百餘戶人口三萬三千餘人にして邑內を中心として遠きは十里近きは二里地形東南に廣くして西北に狹し有名なる鳥嶺の諸峯を負ひて諸川源を爰に發し南流して洛東江の流をなす東西北は山岳重疊して平地殆んど稀に南方は河川の流過する領域なるを以て稍平坦なり概して田野開け農產物に富む道中著名の地方として夙に知らるゝ所なり、人情は一般に敦厚にして能く業務を勵み戶々概ね富有の狀あり風俗又善良にして淫祠鬪爭等の弊風なく從て犯罪者なども現出せず目下警察署にては留置しあるものなし特に敎育に於ては尤も重きを置き韓文又は諺文を解せざるもの少なく邑內には郡立として慶育學校あり日本人二名を聘して日漢文を敎授し居れるにより靑年にして簡單なる日語を解せざるもの稀なり而して日本人の居住者は官吏、敎師、商人の幾分を合して三十餘名に過ぎず住民との融和能く熟して敎師加藤某民團長として公私の間に斡旋し頗る人望あり又日本商人も漸く移住する模樣あり數日前料理店一戶開店せり此地產物は米、麥、豆等を第一とし木材薪炭之に次ぎ養蠶の如きも不完全ながら行はれ居るを見る特に木材は古來より良材を出し鳥嶺山中には松、栂の如き針葉樹を產し遠く京城又は大邱地方へ輸出せらると又歷史上の事實としては古來聞慶は京城街道樞要の地點にして邑南二里四淵川の上には鎭南門の跡ありて文祿の役加藤淸正の奮鬪せる所にして更に北方三里鳥嶺山下には二箇所の堅門あり昔時外寇に備へたるものなりと又淸正は此地に駐軍すること數ケ月邑の東面に其城跡あり又市場として店舖二丁餘に亘り毎月二、七日を以て定日とす貨物の集散見るべきものあり物價は產出するものゝ外交通不便の爲め頗る高價なり日本貨物の如きは大邱より三割乃至四割高し米一升十錢牛肉百匁十五錢炭一貫匁九錢薪一貫匁二錢石油一升四十錢酒一升六十錢ビール一本三十五錢

●裸体で拔刀　危險極る醉漢　一昨日の午後八時三十分頃本町二丁目裏通を明治町方面より二十六七の若者異裸体となり一尺八寸もあらうと云ふ明晃々たる日本刀を打振り馳け來りたり此時巡廻中の佐藤巡査は此体を見て如何なる椿事や惹起さんとも知れずと淸國總領事館通りの四辻にて止れと大喝せしに若者は巡査の方に振大喝せしに如何に思ひけん右の拔刀を振翳したる儘淸國領事館の方に向て一散に馳け出したるより同巡査は尙ほ之を追跡したるに若者は淸國領事館前通りなる受負業野村吉三郎方に驅込みたれば直ちに取押へ本署に引致し取調べたるに若者は酩酊の結果此始末に及びたること判明し違警罪に依り科料五十錢に處せられたり此男は明治町二丁目百四十八番戶居住德島縣板野郡細田村平民秋岡龜吉（二十）と云ふ者なりしと危險なる飲酒男といふべし

●西部管內其後の被害　二十二十三日兩日に於ける西部管內の被害は草家三戶六間損害五十圓、破損五十一戶七十間損害百八十五圓、浸水草屋九戶四十圓、石垣十二個所十三間、土墻四十二個所四十九間、損害八十一圓四十錢なりといふ

●胡亂な若者　一昨二十四日午前十一時頃西署石橋派出所詰韓巡査某が同派出所の前に佇立し居りしに年頃二十二三歲の一見破獄犯とも覺しき若者が同橋上を過ぎんとする風体の如何にも怪しきより胡亂な奴と早速引つ捕へ取り調べたる所若者の自白する所に依れば自分は京畿道長湍郡山道南德山里池上洞崔明元（二十）と呼ぶ者にて竊盜犯を以て去る五月十日水原監獄署に投せられたるも本月二十二日滿期出獄せしを以て京城に上りたるものなりと申し立てしも其の擧動言語に什麽やら曖昧不信の廉あるを以て一應本署に引致され目下尙は取調べ中なり

●文字の魂膽　ソレつら〳〵惟みるに藝者娼妓といふ稼業は一方金の有りさうな兩箱を後ろ楯とし他方心底から惚れに惚れ拔いて居る情夫なるものと飽かぬ樂を恣にする至つて割の良き稼業なるが爰京城新町は大樹樓に其の妓ありと知られたる文字となん呼ぶ頗る付きの別嬪にあらぬ屁ッ嬪もヤハリ此の虫の好き譬へに漏れぬ果報者の一人ぞかし文字は今年中年增の香茶も出鼻を過ぎた煮タシ茶の香も何うやら失せはせるものゝ茶漬位には結構間に合ふ所から慾に渴いた色餓鬼共はナニ一夜の妻なら那れでもチョソと大樹樓目掛けて乘り込むものも可なり少なくないとかの話しなるがサテ此の助的連の一人にて一寸名丈は三面記者の胸の奧に押し込んで置くことゝして……さる會社に通勤するある優さ男ありと思召されたきが此の男歡世如何なる因緣あるにや多分女の爲めには孫子の代迄も貧乏するといふ惡き夢でも見た譯ではあるまいが如何いふ都合か此れ迄も極めて御面相の二の町的なる女に許り引き掛り其の度每に少なからぬ金を捲き上げらるゝといふ他人ながら氣の揉める程のれ目出度生れ付きにてッと此の春花見戻りの途すがら途中で一杯飲んだがソヨ〳〵の[illegible]に醉ふた機嫌の車の梶棒は前紀の大樹樓に橫附けされトン〳〵と登る梯の足の音も陽氣にズッと坐敷に通りし間もなくソレへ御降臨あらせられたるは例の文字大夫なるが其の時優さ男先生がチロと見染めし其の意味あり氣の眼元を見て取つた文字は此の助的確にわたしに御坐つて居る哩と胸の中で合點し郁室へ引けてから翠帳紅閨とやらの內四十八手の裏表を使ひて程よく男を操りしに男は此の一段でスッカリ乘つて了ひ此の女なら將來我が妻にした所で何の差し支ねなしとソレからといふものは雨の降る日も風吹く夜半も文字〳〵とセッセッと通ひ居りしが女の方ではドッコイた氣の滯ながらさうは行きませんと紅い舌を出したか什麽かは知らねど何んでも他の意中の男と共謀して此の旦那を誑さんといふ細くない魂胆らしいが此奴一番餅目かしらといふ投書が二十五日附の八便の消印で……

●路傍の死体　本町五丁目魚類商橫山吉助（三十）は一昨日仁川よりの歸途滊車不通の爲め京仁間の鐵道を通行し來る際仁川より約三里北方通路より約二間を隔てし土地崩落し水の溜りたる所に男の死体胸より下は水に浸り居るを發見したりとて同人は入京の上南部警察署に屆出たり同死体は誰とも分明せざるも印入の半纏を着し居れども頭髮の長き所より察すれば多分韓人ならんとのことなり

●新町の阿呆鳥　此頃の暑さも厭はず一昨夜新町に繰り込し馬鹿者共は總計八十五名此が遊蕩費は五百十二圓九十五錢にして其內譯を記すれば井門支店四、喜春二十、淸月十一、第一樓本店八、同支店六、月下樓八、大樹屋八、山遊樓三、京城樓九、南山樓五、高島屋四、松葉樓は不明なり

●傳染病患者現在數　目下齊坡病院に入院せる傳染病患者は天然痘五名腸窒扶斯十四名赤痢五名計二十四名なり

●科料一束　南大門通二丁目に腐敗したる果物を販賣したる森川晋吉は科料五十錢に長谷川町二丁目飲食店長崎縣平民馬渡壽三（三十）は六月十五日より七月十七日迄許可を得ず氷營業をなしたる廉を以て大和町一丁目四十九番戶大阪府平民岡本アイ（三十）は

●天然痘　京城旭町一丁目百七十八番戶植村ケン（八）は二十四日天然痘に罹り靑坡病院に送らる

●日本人布敎　長谷川町西本願寺にては本日午後八時より鎌田開敎使の日本人布敎あり

●日曜講壇　旭町二丁目名古屋城日本メソヂスト敎會に於ては本日午前十時禮拜說敎「ヘロデ王とヨハネ」午後八時傳道說敎「罪惡の威」あり

●日曜講壇　日の出町京城基督敎會にては本日午前九時より日曜學校同十時より禮拜議居加一氏の聖書講義あり參聽隨意なり夜分の傳道說敎は夏期中休會の由なり

●本町座の白川劇　本町座に於ける白川一座の演劇は大好評にて大入を極め居るが本日の替狂言「勸員令」にして配役は左の如し

女將れきく（今井）婆れ熊（石卷）女中れ友（伊東）通辨木村（粟山）吉田巡查（土居）娘れとら（岡島）憲兵（田宮）露探リーポー（南鄕）吉村屯所長（中川）母親れみつ（小泉）藝妓花吉（寺西）うどんや忠藏（秋山）憲兵（佐藤）書生高田（喜多）靜子（三浦）妹れ八重（四位野）法界屋（島村）吉田政夫（白川）

（平）（民）（文）（庫）

▲京城で僕が嫌ひなものが三つある一は東京邊では車夫でさへ唾もかけぬ樣な小役人が莫威張りに威張ること二は成り上りの妻君などがれ里を忘れて奧樣振ること三は下役などが役柄を笠に着て請負師とか地主などより賄賂を取り身分不相應な贅澤をすること（潔白道人）▲南山の公園は實に不快極まる何故かと云へば毎夜五六組の自然主義崇拜者が神聖を汚しつゝある夜十時過ぎよりは最も甚だしい（登臨者）▲毎晚新町にて費消する金を慈善事業に投じたら如何だろう毎夜の費消高は莫大なものだ（蒼行生）▲僕は豫てより計畫してるが其筋に於て果して許すか知らぬが新町廓內に柵を拵へ而して四圍を閉き遊廓に出入するもの一人より五錢宛の通行料を取つたら儲かるだろう（無同意者平）▲本町七丁目の下駄屋の娘を妻に貰ふと思ふが吳れるだろうか（閑度生）▲電話二百三十七番の家に本町五丁目の或商店の店員が流連して居つたが嘸ぞれ樂みでしたろう（北山生）▲手紙を見た人に答ふ、御忠告難有候併しながら生は鼻下長連の類にあらざるも櫻州惡手段云々の書は僅かに中傷的に止まるものと信ずるなり如何となれば誰れかわ好んで世人の玩弄物に身を沈めん何櫻州に取りては愛情を以て世人に接するは理の當然に候手紙を見た人幸に安慮あれ（商店男）

●天氣豫報（自廿五日午後六時至廿六日午後六時）
南の風曇後少雨後晴
二十四日午前六時各地氣象概況　南の風吹き釜山は風力强く仁川は雨天龍岩浦は濃霧を見しも其他は一般に曇天なり

老妓 茶羅次の身上話（二）

◎藝者の内政

質といへば、質屋さんには随分厄介を掛けましたよ。其頃の吉原の藝妓で、此味を知らないものは、一人だつてありやアしません。ソリやア稼業が稼業ですから、自家へ往つて見りやア、布き込んだ長火鉢に、簞笥の一棹や二棹は麗々と飾つて置き、着更の三重ねや四重ねは、何時でも其中に蔵つてある様な顔付はして居ますが、夫れが大違いで、大概はまア空巣です。其變り金になら無い碌でなしの物を、何といふ譯無く入れて置き、酷いのになると、泥の付いた下駄などを仕舞つとくのがムいます。簞笥を下駄箱にするなんぞは随分變つて居ませう。

夫れで着物といふ着物は、根底質屋に預けて置きますから、お坐敷が掛つて來たとなると騒ぎでしたネ。斯様顔でも、二十歳前後の色氣のある盛りですから、お化粧だけは自家でして、平常着の儘質屋さんに飛び込み、其處で着換をしては、何喰はぬ顔でお坐敷へ出掛け、サーッサ浮いた〳〵、瓢簞ばかりが浮きものか、妾も此頃浮いて來たと、他人目には大層陽氣らしく、貧乏といふ底は、何處を吹くといつた様な調子に見せますが、腹の中は、ナカ〳〵つらうムいました。お坐敷が済むと自家へは踏らず直ぐ其足で前の質屋さんに往つて、其着物をぬぎ捨て、元の平常着になつて我家に引き上げるのですが、御祝儀を頂いたつて、着物の利子に取られて仕舞いますから、自分の手には幾程も這入りは致しません、然し其頃のお客様は、大概現金で下すつたから如何にか斯にかお茶がにごせて居ましたが、今日の様に紙花澤山では、當底やり切れたものぢやありません。

其んな工合で、質屋さんには日に何度といふ事は無く通ひました。妾の置きつけはツイお向ふの桝屋――江戸町一丁目にありました――といふ質屋さんでしたが、出の着物から晝夜の着物、利足其他を符帳にして置き、妾の顔さへ見りやア、其時刻の着物を持つて來て呉れましたから、直ぐ間に合つて世話なしでした、符帳ですか――利足が二ッ溜ると母指を出し、一ッだと人差指夜の着物だと小指を出すといふた工合で予小僧さん萬事呑み込んで居て、人に知れ無い様に、夫れを小陰でやらかすのです。然し御座敷のお客の種が知れて居て、少し氣取つて行きたいといふ様な事がムいますと夜分でも出の着物にしたいから、其事を小僧さんに耳打ちをすると、母指を出して二三度念を押し宜いとなつた所で奥へチョコ〳〵と駈け込みましたが、其小僧さんの氣の利いて居たには感心しました。今では神田に立派な質店を出し、旦那様で大したものになつて居ます。

●新聞料 ▲一枚金二錢▲一ヶ月前金卅五錢▲三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵税一ヶ月金拾錢
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回四十錢▲廣告五號活字十九字詰一行金五十錢
發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 高木久馬太
發行所 京城新聞社 京城西小門通 電話本局三番